

前橋都市計画地区計画の変更（前橋市決定）

都市計画東大室地区地区計画を次のように変更する。

名称		東大室地区地区計画		
位置		前橋市東大室町の一部		
面積		約 3.7 ha		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、市街地から東へ約10Kmに位置し、北は国道50号、南は上武道路（国道17号バイパス）に面した前橋工業団地造成組合が造成・分譲した城南工業団地の一部とその北東側に隣接した区域である。</p> <p>当該地が工業専用地域とそこに隣接することから建築物等の用途の制限を行い、一体とした土地利用を図ることで、工業団地と共生し、周辺の田園空間に配慮した良好な生産環境を形成することを目標とする。</p>		
	土地利用の方針	<p>工業団地とそこに隣接する区域であることから、本地区を専ら工業の利便性の増進を図ることで、一体的な土地利用を行い、周辺の田園環境の保全・育成を図りながら、適正かつ合理的な土地利用を行うことを目標とする。</p>		
	地区施設の整備方針	<p>周辺の田園環境に配慮した良好な生産環境を形成するため、隣接した都市計画公園と整合を図りながら、区画道路を配置し、市街化区域以外の民有地との境界には緩衝緑地帯を配置する。</p>		
	建築物等の整備の方針	<p>隣接した工業団地と共存し、周辺の田園環境に配慮した良好な工業地の維持・向上を図るため、建築物の用途の制限を行う。</p>		
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	<p>区画道路 幅員10.0m、延長 約90m</p> <p>幅員 6.0m、延長 約85m</p>	
		緩衝帯	<p>緩衝緑地帯 幅員 6.0m、延長 約65m</p>	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>建築基準法別表第2（わ）項（工業専用地域内に建築してはならない建築物）に掲げる建築物は、建築してはならない。</p>	
		建築物の建蔽率	5 / 10	
		建築物の容積率	20 / 10	
壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は5m以上後退すること。ただし、物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下のものを除く。</p>			
備考				

「区域は計画図表示のとおり」

理 由 書

都市緑地法等の一部を改正する法律の平成30年4月1日施行に伴い、建築基準法の一部が改正されることにより、変更を行うもの。